

新型コロナウイルス感染症関連 支援策一覧表（一般市民向け） R4.8.9

担当課	タイトル	内容
税務課	市民税等の猶予制度	<p>【対象】 すべての個人</p> <p>【内容】 収入に相当の減少があった場合、市税の納付について、1年間猶予される。</p> <p>【猶予額】（納付すべき税額）－（納付可能額）</p> <p>【延滞金】一部または全額免除</p> <p>【猶予の対象となる税】 市税：市民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税など</p> <p>【申請方法】 申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出</p> <p>【申請窓口】 熊野市税務課収納係 TEL89-4111（内線142、143）</p>
税務課	中止された文化芸術・スポーツイベントで受けられる寄付金控除（国税庁・文化庁）	<p>【内容】政府の自粛要請を踏まえて一定の文化芸術・スポーツイベントを中止・規模縮小した事業者に対し、観客等が入場料等の払戻を請求しなかった場合には、放棄した金額を寄付金控除（所得控除又は税額控除）の対象とする。</p> <p>【対象】新型コロナウイルス感染症の影響により中止された文化芸術・スポーツイベントについて、チケットの払戻を受けないことを選択された方。</p> <p>【条件】 [1]主催者等からの申請に基づき、文化庁・スポーツ庁が指定した対象イベントであること。 [2]参加者が対象イベントの主催者に払戻しを受けないことを連絡し、主催者から対象イベント認定証明書と払戻請求権放棄証明書を手入していること。</p> <p>【備考】確定申告又は市県民税申告が必要 詳しくは国税庁ホームページを検索</p> <p>【窓口】確定申告は 尾鷲税務署／0597-22-2222 市県民税申告は 熊野市税務課市民税係TEL89-4111（内線152、153）</p>
税務課	納税証明等の税に関する手数料の免除（熊野市）	<p>【対象】市税などの納税義務者</p> <p>【条件】新型コロナウイルス感染症の影響で国等の融資を受ける場合</p> <p>【内容】納税証明等の税に関する手数料を免除する</p> <p>【申請期限】特になし</p> <p>【申請方法】市役所に備え付けの申請書により申請</p> <p>【申請窓口】熊野市税務課税務係TEL89-4111（内線140、141）</p>

新型コロナウイルス感染症関連 支援策一覧表（一般市民向け） R4.8.9

担当課	タイトル	内容
市民保険課・ 税務課	返信用封筒同封事業 (熊野市)	<p>新型コロナウイルスに感染した場合、重症化のリスクが高い高齢者や障がい者、持病のある方などが感染予防を理由に、郵送で届出等を希望する場合に市役所あての返信用封筒を交付します。</p> <p>【対象】届出書及び申請書を提出する個人及び事業所                      【条件】新型コロナウイルスの感染予防を理由に届出書等について郵送での提出を希望した場合                      【内容】届出書等を本人に郵送で交付する際に、市役所あての返信用封筒を同封                      【申請期限】特になし                      【申請方法】電話により申請                      【申請窓口】熊野市市民保険課戸籍住民係TEL89-4111（内線134、135）保険年金係（内線122、123）医療助成係（内線121、124）、税務課税務係（内線140、141）収納係（内線142、143）固定資産税係（内線154、155）市民税係（内線152、153、154）</p>
市民保険課	戸籍及び住民票等の手数料の免除 (熊野市)	<p>【対象】市内に本籍又は住所を有する個人                      【条件】新型コロナウイルス感染症の影響で国等の融資を受ける場合                      【内容】戸籍及び住民票等の手数料を免除                      【申請期限】特になし                      【申請方法】市役所に備え付けの申請書により申請                      【申請窓口】熊野市市民保険課戸籍住民係TEL89-4111（内線134、135）</p>
市民保険課	国民健康保険 傷病手当金給付事業 (熊野市)	<p>国民健康保険の被保険者（被用者に限る）が新型コロナウイルスによる療養のために仕事を休み、給与の支払いを受けられなかった場合に傷病手当金を支給します。</p> <p>【対象】国民健康保険に加入している被保険者（被用者に限る）                      【条件】新型コロナウイルスの感染が疑われたり、感染が判明したことによって仕事を休んだ場合                      【内容】仕事に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から令和4年9月30日までの間で仕事を休んだ日数に応じて傷病手当金を支給（9月30日を超えて療養が継続している場合は、その期間も含まれます）                      【申請期限】仕事を休んだ日ごとにその翌日から2年                      【申請方法】申請書を提出（事業主、医療機関の証明を添付）                      【申請窓口】熊野市市民保険課保険年金係TEL89-4111（内線122、123）</p>
市民保険課	後期高齢者医療 傷病手当金の支給 (三重県後期高齢者医療広域連合)	<p>三重県後期高齢者医療の被保険者（被用者に限る）が新型コロナウイルスによる療養のために仕事を休み、給与の支払いを受けられなかった場合に傷病手当金を支給します。</p> <p>【対象】三重県後期高齢者医療に加入している被保険者（被用者に限る）                      【条件】新型コロナウイルスの感染が疑われたり、感染が判明したことによって仕事を休んだ場合                      【内容】仕事に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から令和4年9月30日までの間で仕事を休んだ日数に応じて傷病手当金を支給（9月30日を超えて療養が継続している場合は、その期間も含まれます）                      【申請期限】仕事を休んだ日ごとにその翌日から2年                      【申請方法】申請書を提出（事業主、医療機関の証明を添付）                      【申請窓口】熊野市市民保険課医療助成係TEL89-4111（内線121、124）</p>

新型コロナウイルス感染症関連 支援策一覧表（一般市民向け） R4.8.9

担当課	タイトル	内容
市民保険課	国民年金保険料免除 (厚生労働省)	<p>【対象】国民年金第1号被保険者</p> <p>【条件】感染症の影響により、相当程度まで所得の低下が見込まれること ※令和2年2月以降の任意の月における収入額を12か月分に換算し、見込みの経費等を控除して推計します。</p> <p>【対象期間】令和4年度分（令和4年7月～令和5年6月） 令和3年度分（令和3年7月～令和4年6月） 令和2年度分（令和2年7月～令和3年6月） 令和元年度分（令和2年2月～令和2年6月）</p> <p>【金額等】国民年金保険料 月額 16,590円（令和4年度分）、月額 16,610円（令和3年度分）、16,540円（令和2年度分）、16,410円（令和元年度分）</p> <p>【内容】令和2年2月分以降の保険料について、判定所得に応じて全額免除、一部免除、納付猶予</p> <p>【申請窓口】熊野市市民保険課保険年金係TEL89-4111（内線122、123）、紀和総合支所TEL97-1112、各出張所又は尾鷲年金事務所TEL0597-22-2340</p> <p>【注意事項】免除等の影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 追納をしない限り、将来受け取る老齢基礎年金が少なくなります。</li> <li>・ 免除適用後でも、10年以内であれば追納が可能です。</li> <li>・ 一部免除となった場合は、免除されなかった分の保険料納付がないと給付等に結びつきません。</li> </ul>
市民保険課	国民年金保険料学生納付特例 (厚生労働省)	<p>【対象】国民年金第1号被保険者のうち大学等各種学校に在学する学生</p> <p>【条件】感染症の影響により、相当程度まで所得の低下が見込まれること ※令和2年2月以降の任意の月における収入額を12か月分に換算し、見込みの経費等を控除して推計します。</p> <p>【対象期間】令和4年度分（令和4年4月～令和5年3月） 令和3年度分（令和3年4月～令和4年3月） 令和2年度分（令和2年4月～令和3年3月） 令和元年度分（令和2年2月～令和2年3月）</p> <p>【金額等】国民年金保険料 月額 16,590円（令和4年度分）、月額 16,610円（令和3年度分）、16,540円（令和2年度分）、16,410円（令和元年度分）</p> <p>【内容】令和2年2月分以降の保険料について、納付猶予</p> <p>【申請窓口】熊野市市民保険課保険年金係TEL89-4111（内線122、123）、紀和総合支所TEL97-1112、各出張所又は尾鷲年金事務所TEL0597-22-2340</p> <p>【注意事項】納付猶予の影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10年以内に追納をしない限り、将来受け取る老齢基礎年金が少なくなります。</li> </ul>

新型コロナウイルス感染症関連 支援策一覧表（一般市民向け） R4.8.9

担当課	タイトル	内容
福祉事務所	生活困窮者自立支援事業 住宅確保給付金 (熊野市)	<p>離職ややむを得ない休業等により住居を失った方又はそのおそれがある方に対して家賃相当額を支給することで、住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行います。</p> <p>【対象】「申請日において、離職、廃業の日から2年以内である方」又は「就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少した方」※その他にも対象要件があります。（世帯の収入、金融資産、求職活動等）</p> <p>【内容】賃貸住宅の家賃相当額を支給します。（支給上限額あり。支給方法：家主の口座へ振り込み。支給期間：原則3か月※延長できる場合があります。）</p> <p>【申請期限】特になし</p> <p>【申請方法】窓口申請</p> <p>【申請窓口】熊野市福祉事務所生活困窮者自立支援係 TEL89-4111（内線169）</p> <p>【再支給】支給終了後に、新たに解雇された場合、再支給できる場合があります。</p>
福祉事務所	熊野市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 (熊野市)	<p>緊急小口資金等の特例貸付が貸付限度額に達している、社会福祉協議会から再貸付について不承認となったなどの事情で、特例貸付を利用できない困窮世帯に対して、新たな就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には生活保護の受給につなげていくことを目的とした支援金です。</p> <p>【対象】緊急小口資金及び総合支援資金（初回）の特例貸付をいずれも受けたものであって、一定の収入要件、資産要件、求職活動等要件を満たす世帯（生活保護受給中の世帯を除く）</p> <p>※原油価格・物価高騰等総合緊急対策により、求職活動要件が緩和されました。</p> <p>【支給額（月額）】 単身世帯：6万円 2人世帯：8万円 3人以上世帯：10万円</p> <p>【支給期間】 最大3か月</p> <p>【申請期限】 令和4年8月31日</p> <p>【再支給】 再支給できる場合があります。</p> <p>【申請窓口】 熊野市福祉事務所生活困窮者自立支援係 TEL89-4111（内線169）</p>

新型コロナウイルス感染症関連 支援策一覧表（一般市民向け） R4.8.9

担当課	タイトル	内容
福祉事務所	新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金 (厚生労働省)	<p>【対象】臨時休業等をした小学校等（小学校、保育園、幼稚園、放課後児童クラブなど）に通う子どもの世話を          行う労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主          【対象となる子ども】①又は②の子ども          ①新型コロナウイルス感染症への対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等をした小学校等に通う子          ども          ②新型コロナウイルスに感染（発熱等の風邪症状のある者、濃厚接触者など感染したおそれのある場合も含む）          した子ども、医療的ケアが日常的に必要な子ども、新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高          い基礎疾患等を有する子ども          【金額等】休暇中に支払った賃金相当額×10/10          &lt;休暇取得期間&gt; &lt;日額上限額&gt;          ①令和4年4月1日～6月30日 9,000円（令和4年4月～6月）          ②令和4年7月1日～9月30日 9,000円（令和4年7月～9月）          ※申請期間中に緊急事態宣言対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域に事業所のある          企業については15,000円          【申請期限】          ①令和4年 8月31日必着          ②令和4年11月30日必着          【問合せ窓口】三重労働局雇用環境・均等室（☎059-261-2978）</p>
福祉事務所	母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金 支払い猶予 (三重県)	<p>【対象】母子父子寡婦福祉資金貸付を受けた者          【条件】コロナウイルス感染症の影響により支払い期日に償還を行うことが著しく困難になった場合          【金額等】償還金の支払い猶予          【内容】1年以内の償還金の支払い猶予、この猶予期間中は利子が課せられない。          【申請窓口】紀南福祉事務所（TEL89-6116）</p>
福祉事務所	緊急小口資金 (厚生労働省)	<p>【内容・対象】新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持          のための資金。          【金額等】10万円以内（※要件により20万円）          【利子・保証人】貸付利子→無利子/保証人→不要/据置期間→1年以内/償還期限→2年以内          【申請窓口】熊野市社会福祉協議会（TEL89-5000）</p>
福祉事務所	総合支援資金 (厚生労働省)	<p>【内容・対象】新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が          困難となっている世帯。          【金額等】（2人以上）月20万円以内 /（単身）月15万円以内 ※貸付期間：原則3か月以内          【利子・保証人】貸付利息→無利子/保証人→不要/据置期間→1年以内/償還期限→10年以内          【申請窓口】熊野市社会福祉協議会（TEL89-5000）</p>

新型コロナウイルス感染症関連 支援策一覧表（一般市民向け） R4.8.9

担当課	タイトル	内容
福祉事務所	生活困窮者支援緊急食糧提供事業 (三重県社会福祉協議会)	<p>【概要】生活が困窮している世帯に対して緊急的に食糧を提供することにより、世帯の生活維持及び再建にむけたもの。約2～3週間分の食糧が提供されます。</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 県内に住所を有しており、緊急的かつ一時的な支援が必要である者</li> <li>(2) 本事業による食糧提供を3回以上受けたことがない者</li> <li>(3) 生活保護を受給していない者</li> </ul> <p>【申請窓口】熊野市社会福祉協議会 (TEL89-5000) 申請して1～2日後に熊野市社会福祉協議会の職員が配達する。</p> <p>【利用制限】3回まで</p> <p>【その他】既に3回利用されている方は、1度ご相談ください。</p>
福祉事務所	緊急時物品等支援事業 (三重県社会福祉協議会)	<p>【対象】緊急性の高い物品等の購入支援を要する生活困窮者世帯</p> <p>【金額等】7,000円を上限として必要な物的支援を行います。</p> <p>【内容】生活困窮者の自立相談支援にあたって当面必要な消耗品（水、オムツ、生理用品、カセットガスetc）等を熊野市社会福祉協議会で購入し、相談者へ支給します。</p> <p>【申請窓口】熊野市社会福祉協議会 (TEL89-5000)</p> <p>【利用方法】社会福祉協議会で立て替えて支払うことで、購入した物品等は相談者へ即日交付されます。</p>
福祉事務所	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分） (熊野市)	<p>新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うため、国から新たな給付金を支給します。</p> <p>【給付内容】児童一人当たり 5万円</p> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている者</li> <li>・公的年金等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者 (年金受給額が多い場合は対象外になる場合あり)</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった者</li> </ul> <p>※申請方法など、詳しくはお問い合わせください。</p> <p>【申請窓口】熊野市福祉事務所児童福祉係TEL89-4111（内線163、162）</p>

新型コロナウイルス感染症関連 支援策一覧表（一般市民向け） R4.8.9

担当課	タイトル	内容
福祉事務所	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分） （熊野市）	<p>新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うため、国から新たな給付金を支給します。</p> <p>【給付内容】児童一人当たり 5万円</p> <p>【対象者】 ひとり親世帯分の給付金を受け取っていない方で、下記①及び②の条件に該当する方</p> <p>①令和4年3月31日時点で18歳未満の児童（障がい児の場合は、20歳未満）を養育する父母等</p> <p>②令和4年度住民税均等割が非課税の方または「令和4年1月1日以降に収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方（家計急変）」</p> <p>※申請方法など、詳しくはお問い合わせください。</p> <p>【申請窓口】熊野市福祉事務所児童福祉係TEL89-4111（内線163、162）</p>

新型コロナウイルス感染症関連 支援策一覧表（一般市民向け） R4.8.9

担当課	タイトル	内容
福祉事務所	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 (熊野市)	<p>新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、令和4年度住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり10万円の現金を支給します。</p> <p><b>【対象世帯】</b></p> <p>(1) 令和4年度住民税非課税世帯 令和4年6月1日時点で熊野市に住民登録があり、かつ世帯全員の令和4年度住民税均等割が非課税である世帯。</p> <p>(2) 家計急変世帯 新型コロナウイルス感染症の影響で令和4年1月以降の収入が減少して、世帯全員が「住民税非課税相当」の収入となった世帯。</p> <p>※以下の世帯は対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯</li> <li>・住民税非課税世帯として給付を受けた世帯に属する者を含む世帯</li> <li>・令和3年度住民税非課税世帯等として当該給付金を受給済、又は受給対象となった世帯</li> </ul> <p><b>【給付手続き】</b></p> <p>(1) 住民税非課税世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象となる世帯には、熊野市から確認書を6月下旬頃から順次、発送します。</li> <li>・確認書には支給方法等について記載しています。記載された内容に変更がないかご確認いただき、熊野市に確認書を返送してください。</li> <li>・一部の方においては支給口座情報等が記載されていない場合があります。その際は、受取口座情報を記載し、通帳の写し等を添えて返送してください。</li> </ul> <p>[返送期限：確認書発行日から3か月以内]</p> <p>(2) 家計急変世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請時点で住民登録のある市区町村へ申請が必要となります(郵送による申請も可)。</li> <li>・同一の世帯に属する者全員において、令和4年1月から令和4年9月までの任意の1か月の収入を12倍し、合計額が非課税相当になる世帯が対象となります。該当する月の給与明細等をご用意ください。</li> </ul> <p>[申請期間：令和4年6月7日(火曜日)～令和4年9月30日(金曜日)]</p> <p><b>【窓口】</b> 熊野市福祉事務所生活支援係 電話0597-89-4111 (内線165)</p>



新型コロナウイルス感染症関連 支援策一覧表（一般市民向け） R4.8.9

担当課	タイトル	内容
健康・長寿課	新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業 (熊野市)	<p>(1) 新型コロナウイルスに関する正しい情報をお知らせするため広報への折込チラシを作成します。                  (2) 市内で感染者が発生した際に、感染の拡大を防ぐために必要となる資材（消毒薬など）を提供します。                  (3) 感染者が自宅で療養中、家族等からの支援が受けられない場合は、生活に最低限必要となる食料品を提供します。</p> <p>【対象・条件】                  (2) 自宅療養中の感染者、または自宅待機中の濃厚接触者で、支援を希望する方                  (3) 自宅療養中の感染者、または自宅待機中の濃厚接触者で、家族等の支援が受けられない方</p> <p>【内容】(2) マスク、アルコール消毒液 (3) 食料品                  【相談窓口】熊野市健康・長寿課TEL89-3113</p>
健康・長寿課	高齢者健康維持支援事業 (熊野市)	<p>外出を控え自宅で過ごすことが多くなっている高齢者等に対し、自宅で簡単にできる運動をチラシやDVD等で紹介し、介護予防につなげます。</p> <p>【対象】高齢者(概ね65歳以上)                  【条件】希望する方                  【内容】自宅でできる健康体操を収録したDVDを配布                  【申請方法】申請書を提出                  【申請窓口】熊野市健康・長寿課TEL89-3113</p>
健康・長寿課	妊婦に対するマスクの配布 (熊野市)	<p>【対象】妊婦                  【条件】新たに妊娠が判明した妊婦、既に妊娠の届出を済ませている妊婦                  【金額等】不織布マスク                  【内容】妊婦1人につき10枚配布                  【申請窓口】市(子育て世代包括支援センター)での手渡し、または郵送</p>
健康・長寿課	特定不妊治療費助成に関する取扱い (三重県・熊野市)	<p>【対象】指定医療機関で特定不妊治療を受けた夫婦で、新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受けた夫婦                  【内容】                  ①令和2年3月31日時点で妻の年齢が42歳である夫婦であって、新型コロナウイルス感染防止の観点から治療を延期したもの⇒治療開始時の妻の年齢が43歳以上であっても、助成の対象となります。                  ②令和2年3月31日時点で妻の年齢が39歳である夫婦であって、新型コロナウイルス感染防止の観点から治療を延期したもの⇒初めて助成を受ける場合で、治療開始時の妻の年齢が40歳以上であっても、助成回数が6回となります。</p> <p>※令和4年4月からの不妊治療の保険適用にあたり、令和4年3月31日までに治療を開始し、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に終了した1回の治療について助成の対象となります。                  ※詳細については、問い合わせ先や申請窓口にお問合せください。                  【問合せ先】三重県子ども・福祉部子育て支援課（電話059-224-2248）                  【申請窓口】熊野市健康・長寿課（電話89-3113）または熊野保健所（電話89-6115）</p>

新型コロナウイルス感染症関連 支援策一覧表（一般市民向け） R4.8.9

担当課	タイトル	内容
健康・長寿課	不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査 (三重県)	<p>【対象】①三重県に住民票を有する妊婦（県外で検査を受ける方も対象） ②三重県で里帰り出産する県外に住民票を有する妊婦 検査時期は、分娩予定日の概ね2週間前</p> <p>【内容】分娩前に新型コロナウイルスへの感染の有無を確認するためのPCR検査等にかかる費用を補助する。補助上限は20,000円で、対象となる検査は1回のみです。 ※発熱等の症状があるなど、新型コロナウイルスへの感染が疑われる妊婦について、医師が新型コロナウイルス感染症の疑いがあるとして検査が必要と判断した場合、感染法に基づく検査を受けることとなり、当該補助の対象にはなりません。</p> <p>【申請】検査を希望する方は、まずかかりつけの産婦人科医師に相談してください。</p> <p>【対象期間】令和5年3月31日まで（予定）</p> <p>【問合せ先】三重県 医療保健部医療政策課地域医療班 TEL:059-224-3370</p> <p>※県内で検査を受ける場合と県外で検査を受ける場合で申請方法が異なります。 詳しくは三重県ホームページをご覧ください 《三重県ホームページ》<a href="https://www.pref.mie.lg.jp/CHIIRYO/HP/m0070700135_00002.htm">https://www.pref.mie.lg.jp/CHIIRYO/HP/m0070700135_00002.htm</a></p>
健康・長寿課	PCR等検査無料化事業 (ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業) (三重県)	<p>【対象者】無症状の方で、飲食、イベント、旅行・帰省等の経済社会活動を行うにあたり、検査が必要ある方 ※三重県在住者以外も対象 ※概要・日付が分かる予約票、チケット、切符等の提示又は申立ての記入が必要</p> <p>【内容】経済社会活動を行うにあたり、「ワクチン検査パッケージ制度」又は「対象者全員検査」及び民間にて自主的に行う検査結果を確認するために必要となる検査を無料で実施する。</p> <p>【検査方法】原則、抗原定性検査ですが、10歳未満又は高齢者や基礎疾患を有する者等との接触を予定している場合はPCR検査も可能です。</p> <p>【実施期間】令和4年8月31日まで</p> <p>【実施場所】随時更新されますので、ホームページで確認してください。 <a href="https://www.pref.mie.lg.jp/KANSENJO/HP/m0348600013.htm">https://www.pref.mie.lg.jp/KANSENJO/HP/m0348600013.htm</a> (熊野市内の検査実施場所) ・うまどめ薬局（井戸町614-6）TEL:0597-88-0680 ・荒坂診療所（二木島町349）TEL:0597-87-0626 ・五郷診療所（五郷町寺谷1065-4）TEL:0597-83-0356</p> <p>※検査時間や予約方法等は検査実施場所により異なります。また、検査回数や検査キット数に限りがありますので、必ず事前に電話等で確認してください。</p> <p>【問合せ先】三重県医療保健部 情報分析・検査プロジェクトチーム 検査推進班 電話:059-224-2062、059-224-2778/FAX:059-224-2558</p>

新型コロナウイルス感染症関連 支援策一覧表（一般市民向け） R4.8.9

担当課	タイトル	内容
健康・長寿課	PCR等検査無料化事業 (感染拡大傾向時の一般検査事業) (三重県)	<p>【対象者】無症状の方で、感染リスクが高い環境にある等のため不安を感じる方 ※三重県在住者が対象</p> <p>【内容】感染の不安を感じる無症状の方に無料で検査を実施する。</p> <p>【検査方法】①PCR検査(LAMP法等の拡散増幅法、抗原定量検査を含む) ②抗原定性検査 ※検査方法は検査実施場所により異なります。</p> <p>【実施期間】令和4年8月31日まで</p> <p>【実施場所】随時更新されますので、ホームページで確認してください。 <a href="https://www.pref.mie.lg.jp/KANSENJO/HP/m0348600013.htm">https://www.pref.mie.lg.jp/KANSENJO/HP/m0348600013.htm</a> (熊野市内の検査実施場所) ・うまどめ薬局(井戸町614-6) TEL:0597-88-0680 ・荒坂診療所(二木島町349) TEL:0597-87-0626 ・五郷診療所(五郷町寺谷1065-4) TEL:0597-83-0356 ※検査時間や予約方法等は検査実施場所により異なります。また、検査回数や検査キット数に限りがありますので、必ず事前に電話等で確認してください。</p> <p>【問合せ先】三重県医療保健部 情報分析・検査プロジェクトチーム 検査推進班 電話:059-224-2062、059-224-2778/FAX:059-224-2558</p>
観光スポーツ交流課	みえ得トラベル地域応援クーポン(令和4年度第4弾) (三重県) 【令和4年8月9日修正】	<p>【内容】県内旅行の際に旅行代金を割引く「みえ得トラベル地域応援クーポン」を発行</p> <p>【受付及び利用期間】令和4年7月1日(金)～令和4年8月31日(水)(宿泊は9月1日(木)チェックアウト分まで有効)</p> <p>【申込方法】旅行会社の窓口またはインターネット(先着順)</p> <p>【申込対象者】三重県、愛知県・岐阜県・静岡県・滋賀県・京都府・奈良県・和歌山県・福井県・石川県・富山県・長野県・新潟県居住者(1府12県)</p> <p>【その他】旅行代金によって割引額が異なりますので、詳細につきましては、観光三重HP内の「みえ得トラベル地域応援クーポン」をご確認ください。</p>

新型コロナウイルス感染症関連 支援策一覧表（一般市民向け） R4.8.9

担当課	タイトル	内容
観光スポーツ交流課	第3弾 Welcomeくまのキャンペーン事業 (熊野市)	<p><b>【おしらせ】</b>                      キャンペーン期間中にキャンペーン参加宿に宿泊した場合、熊野市内の加盟店で使えるレインボー商品券をプレゼントします。</p> <p><b>【内容】</b>                      ・キャンペーン期間中に指定の宿泊施設に1組2人以上で宿泊                      ・緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が発出されている地域以外の方</p> <p><b>【キャンペーン期間】</b>                      令和4年4月27日～令和4年10月27日                      (商品券使用可能期間：令和4年4月28日～令和4年10月27日)</p> <p><b>【申込方法】</b>                      ご宿泊先の宿泊施設でキャンペーン申込用紙にご記入の上お申し込み下さい。                      ※申込者の住所が確認できる本人確認書類が必要です。</p> <p>○商品券受取場所                      ご宿泊先の宿泊施設（一部宿泊施設は熊野市観光案内所でお受け取り）</p> <p>○キャンペーン参加宿                      早苗旅館、ホテルなみ、民宿ハタイ、紀南荘、ビジネスホテルみはらし亭、ビジネスホテル河上、熊野の宿海ひかり、ビジネス旅館潮音、入鹿温泉ホテル瀬流荘、湯元山荘 湯ノ口温泉、山里民泊あかくら、旅の宿はるさめ、農家民宿Mt. HOIRO                      ※民宿ハタイまたは紀南荘に宿泊した場合、商品券の受け取りは熊野市観光案内所となります。                      ※ホテルなみ、熊野の宿海ひかり、ビジネスホテルみはらし亭、入鹿温泉ホテル瀬流荘、湯元山荘 湯ノ口温泉、旅の宿はるさめ、早苗旅館での商品券配布は終了しております。</p> <p><b>【その他】</b>                      ・各宿泊施設でプレゼントできる商品券の数に限りがあります。（無くなり次第終了）                      ・新型コロナウイルス感染症の流行状況によっては内容が変更なる場合があります。                      ・宿泊料金が無料の方はキャンペーン対象外かつ宿泊人数としてカウントしません。                      ・熊野市が関連するスポーツイベント等で宿泊の斡旋手配を受けている方、熊野市教育旅行体験学習費助成金を申請している方は本キャンペーンの対象外です。</p> <p><b>【お問合せ】</b>                      熊野市観光公社 0597-89-2229</p>

新型コロナウイルス感染症関連 支援策一覧表（一般市民向け） R4.8.9

担当課	タイトル	内容
建設課	市営住宅の家賃の減免・猶予 (熊野市)	<p>【対象】市営住宅入居者</p> <p>【条件】 申請者本人又は生計を同じにする家族が病気にかかった場合 申請者が営む事業についてやむを得ず休廃業した場合 任意の1か月の収入（事業の売上、給与収入等）が前年同月比20%以上減少等により事業の継続又は生活の維持が困難な場合</p> <p>【内容】市営住宅家賃を30%減免及び支払いを年度末まで猶予する</p> <p>【申請期限】納期限から6か月以内</p> <p>【申請方法】申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出</p> <p>【申請窓口・問い合わせ先】熊野市建設課維持管理第1係89-4111内線222, 227</p>
建設課	道路使用料の減免 (熊野市)	<p>【対象】</p> <p>【条件】 申請者本人又は生計を同じにする家族が病気にかかった場合 申請者が営む事業についてやむを得ず休廃業した場合 任意の1か月の収入（事業の売上、給与収入等）が前年同月比20%以上減少等により事業の継続又は生活の維持が困難な場合</p> <p>【内容】道路使用料の全額を減免する</p> <p>【申請期限】納期限から6か月以内</p> <p>【申請方法】申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出</p> <p>【申請窓口・問い合わせ先】熊野市建設課維持管理第1係89-4111内線222, 227</p>
建設課	河川使用料の減免 (熊野市)	<p>【対象】すべての個人等</p> <p>【条件】 申請者本人又は生計を同じにする家族が病気にかかった場合 申請者が営む事業についてやむを得ず休廃業した場合 任意の1か月の収入（事業の売上、給与収入等）が前年同月比20%以上減少等により事業の継続又は生活の維持が困難な場合</p> <p>【内容】河川使用料の全額を減免する。</p> <p>【申請期限】納期限から6か月以内</p> <p>【申請方法】申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出</p> <p>【申請窓口・問い合わせ先】熊野市建設課維持管理第1係89-4111内線222, 227</p>

新型コロナウイルス感染症関連 支援策一覧表（一般市民向け） R4.8.9

担当課	タイトル	内容
水道課	水道料金の猶予 (熊野市)	<p>【対象】 現在、給水を受けているすべての世帯又は事業所等</p> <p>【条件】 新型コロナウイルスの影響で4月以降、任意の1か月の収入（事業の売上、給与収入等）が前年同月比40%以上減少しており、一時に納付することが困難である場合</p> <p>【内容】</p> <p>〈対象となる料金〉 令和4年4月使用分～令和5年3月使用分の水道料金</p> <p>〈猶予の内容〉 通常の納入期限から最長で4か月猶予する。（お支払いは4か月後となります。）</p> <p>【申請期限】 随時受付</p> <p>【申請書類】 申請書のほか、収入の状況が分かる資料を提出（提出が困難な場合は口頭による聞き取り）</p> <p>【申請方法】 まずはお電話にて問い合わせください。 ※窓口手続きについては、コロナ対策（3密を避ける）のため、お電話で事前予約をお願いします。</p> <p>【申請窓口】 熊野市水道課 業務係 TEL0597-89-4111（内線217）</p>